

特定非営利活動法人 Bridge Asia Foundation
2018 年度奨学生募集要項

特定非営利活動法人 Bridge Asia Foundation は、日本の大学に在籍するアジアからの留学生を対象に、2018 年度（2018 年 4 月より 2019 年 3 月までの 1 年間）奨学生を下記の要項により募集します。

1. 応募資格（下記の項目全てに該当すること）

- （１）中国・韓国・台湾の国籍又はその他のアジア諸国の国籍を有し、日本の大学に在籍している原則として学部学生の方 留学生ビザ保持者 未婚者 単身者（親兄弟・親戚などと同居していない）
- （２）奨学金受給期間は、継続して日本国内に滞在し、期間中日本国内を離れる場合は出国 1 週間前までに事務局に通知・報告していただける方
- （３）国際理解と親善に関心を持ち、当団体の交流活動に積極的に参加する意思のある方

2. 交流活動

- （１）当団体は、月例定例会（名称：Bridge Asia Foundation 定例会、以下「BAF 定例会」という）に参加し、本人の学業や生活について報告していただいたうえで、奨学金を支給します。BAF 定例会に参加できない場合は、奨学金を後日事務局まで取りに来ていただきます。なお、BAF 定例会などに参加するための交通費は支給しませんので、予めご了承下さい。
- （２）年度末には、奨学生全員『アジアの未来と課題』をテーマとした論文を提出し、併せて当該年度の自己の研究成果を報告・発表していただきます。
- （３）年 2 回、当団体が開催する研修旅行へ招待いたします。
- （４）奨学生卒業後も、後輩のサポート、メンバー交流会などを含めた活動に協力していただきます。

3. 奨学金の詳細

- （１）奨学金は月額 8 万円です。2018 年度は、15 名程度採用する予定です。
- （２）奨学金の支給期間は 1 年間（2018 年 4 月～2019 年 3 月）とします。
- （３）国費（外国政府派遣を含む）留学生以外の私費留学生で、他の奨学金を受給していても応募は可能です。
- （４）奨学生が次のいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金支給を停止し、又は取り消し、それまでの奨学金の返還を求める場合もあります。
 - a. 在籍する大学の学籍を失ったとき
 - b. 病気その他の事由により修学又は研究を継続する見込みがないとき

- c. 指導教官から修学又は研究の継続が不適格と認められたとき
- d. 日本国の法令に反する行為が認められたとき
- e. 奨学金申請書に虚偽が認められたとき
- f. 正規の就職が決まったとき
- g. 当団体が奨学金の支給の継続を不適当と認めたとき

4. 募集方法

- (1) 各大学の留学生／奨学金担当課において、募集要項に則った候補留学生の推薦選抜をお願いいたします。
- (2) 第一次提出書類：各大学の留学生／奨学金担当課ご担当より、候補留学生の全員分をまとめて、BAF 事務局宛てに郵送して下さい。
 - a. 申込書（所定用紙）写真を貼付（上半身の近影 3.5×5cm）
本人の自筆もしくはワード入力、日本語で記入して下さい。記入は黒字で楷書、アルファベットは活字体を使って下さい。
 - b. 在籍大学の指導教官の評価項目表（所定用紙）
親展扱い（記入後、封筒に入れ、封をしていただくようお願いして下さい）
 - c. 在学証明書
 - d. 履歴書（書式自由：A4 サイズの紙に日本語で、ワープロ横書き、但しアルファベットの固有名詞をカタカナに直す必要はありません。1～2 枚）
氏名、所属大学／学部／学科、学歴（高校より、学校の所在地も記入）、職歴（勤務地を記入、学業に関連するアルバイトも含む）、取得資格、賞罰、奨学金／研究助成金（受給期間と金額も記入）、ボランティア活動その他の大学でのクラブ活動、日本国内での所属組織（留学生会など）について、従事した年月を含めて必ず記入して下さい。
 - e. 日本語能力試験証明書、日本語学学校修了証明書等（コピー添付して下さい。）
※証明書がない場合は、指導教官の評価項目表に日本語能力について問題がないなど記載してください。
 - f. 『アジアの未来と課題』についての日本語レポート（A4 サイズの紙に日本語で、ワープロ横書き、500 字程度）
 - g. 自己紹介文（A4 サイズの紙に日本語で、ワープロ横書き、1000 字程度。日本に留学を決めた理由も記載して下さい）

※ 上記の提出書類の返却はいたしませんので、ご了承下さい。

※ 申込書類は、コピーをしますので、ホチキスでとめないで下さい。

5. 選考の日程

(1) 書類選考：提出された書類をもとに、奨学生選考委員会にて審査します。

※ 第一次選考の結果並びに面接日程を、2018年2月16日（金）までに、各大学の留学生／奨学金担当課ご担当宛てメールにて通知いたします。候補者学生への通知をお願いいたします。

(2) 面接選考：2018年3月13日（火）～3月15日（木）の間に、奨学生選考委員会による面接選考を行います。（各人15分～30分程度の面接となります。）

※ 最終選考の結果は、2018年3月28日（水）までに、各大学の留学生／奨学金担当課宛てメールにて通知いたします。また後日、正式書面を郵送いたします。

(3) 合格者は、2018年4月21日（土）に開催される「BAF 奨学金授与式」に必ず参加して下さい。なお、同日のこの会の前に奨学生の顔合わせを行い、それを「2018年度第1回 BAF 定例会」として第1回目の奨学金支給日としますので、合格者は必ず出席して下さい。

6. 選考の方針

当団体は、奨学生の皆さんに自分とは異なる分野を専門としている人々と懇談・交流しながら広い視野と知識を得るため、「BAF 定例会」において互いが直接話し合える機会を提供していきたいと考えます。このため、奨学金は口座への振込みではなく、必ず御本人と直接お目にかかって学業・生活などの日常の様子を伺い、当団体や他の奨学生とも緊密なコミュニケーションを取りながら奨学支援を行ってまいります。奨学金支給期間が終了した後も、母国に戻られてからも、相互に連絡を取り合い、将来的には世界的規模の人的ネットワークを構築することを目標の一つに掲げております。以上の理由により、当団体の奨学金制度では、学問的、学術的に優れていることだけでなく、国際問題や国際交流、文化交流などに関心があり、それらの実践のために自らの能力と時間、ネットワークなどを活用していただける方を優先いたします。

7. 個人情報の管理について

当団体では、個人情報を法令に従って安全かつ適切に取り扱います。エントリー申請・申込書類に御記入いただく個人情報は選考の目的にのみ使用いたします。ただし、合格者については、申込書類を当団体にて保管し同窓会ネットワーク事業の基本情報として活用します。不合格者の申込書類は、当団体において廃棄処分いたします。

8. その他注意事項

当団体は、日本における住宅の紹介、身元保証、就職先の紹介・斡旋などを行いません。